二　前照灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（前部霧灯）	（前部霧灯）
第199条　（略）	**第199条**　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　前部霧灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　前部霧灯を自動車に取り付けた状態において、当該前部霧灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　前部霧灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部霧灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（側方照射灯）	（側方照射灯）
第200条　（略）	**第200条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　側方照射灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　側方照射灯を自動車に取り付けた状態において、当該側方照射灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　側方照射灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方照射の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（車幅灯）	（車幅灯）
第201条　（略）	**第201条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　車幅灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　車幅灯を自動車に取り付けた状態において、当該車幅灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	
二　車幅灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に車幅灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。	
（前部上側端灯）	（前部上側端灯）
第202条　（略）	**第202条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前部上側端灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。	（新設）
一　前部上側端灯を自動車に取り付けた状態において、当該前部上側端灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。	